組合活性化情報誌　通刊第124号　平成24年12月7日発行　年間4回

きときと情報

2012 124号

富山県中小企業団体中央会

特集1
中小会計要領について

特集2
労働関係各種改正等のご案内

経営者に聞く
株式会社高岡製作所 代表取締役社長　奈部　和宏氏

中央会いんふぉめーしょん
「みんなのビジネスオンライン」
活用セミナーを開催しました　ほか

組合紹介
富山県印刷工業組合さんよりこんにちは

表紙のことば
富山の薬草【サフラン】
婦人用薬として冷え症や血色不良、鎮静などに用いられてきたサフラン。秋に淡紫色の花をつける。雌しべを摘み取り乾燥させたものが生薬や香辛料となる。独特の強い香りを持ち、水に溶かすと鮮やかな黄色を見せる。観賞用の花サフランを別名クロッカスと呼ぶ。

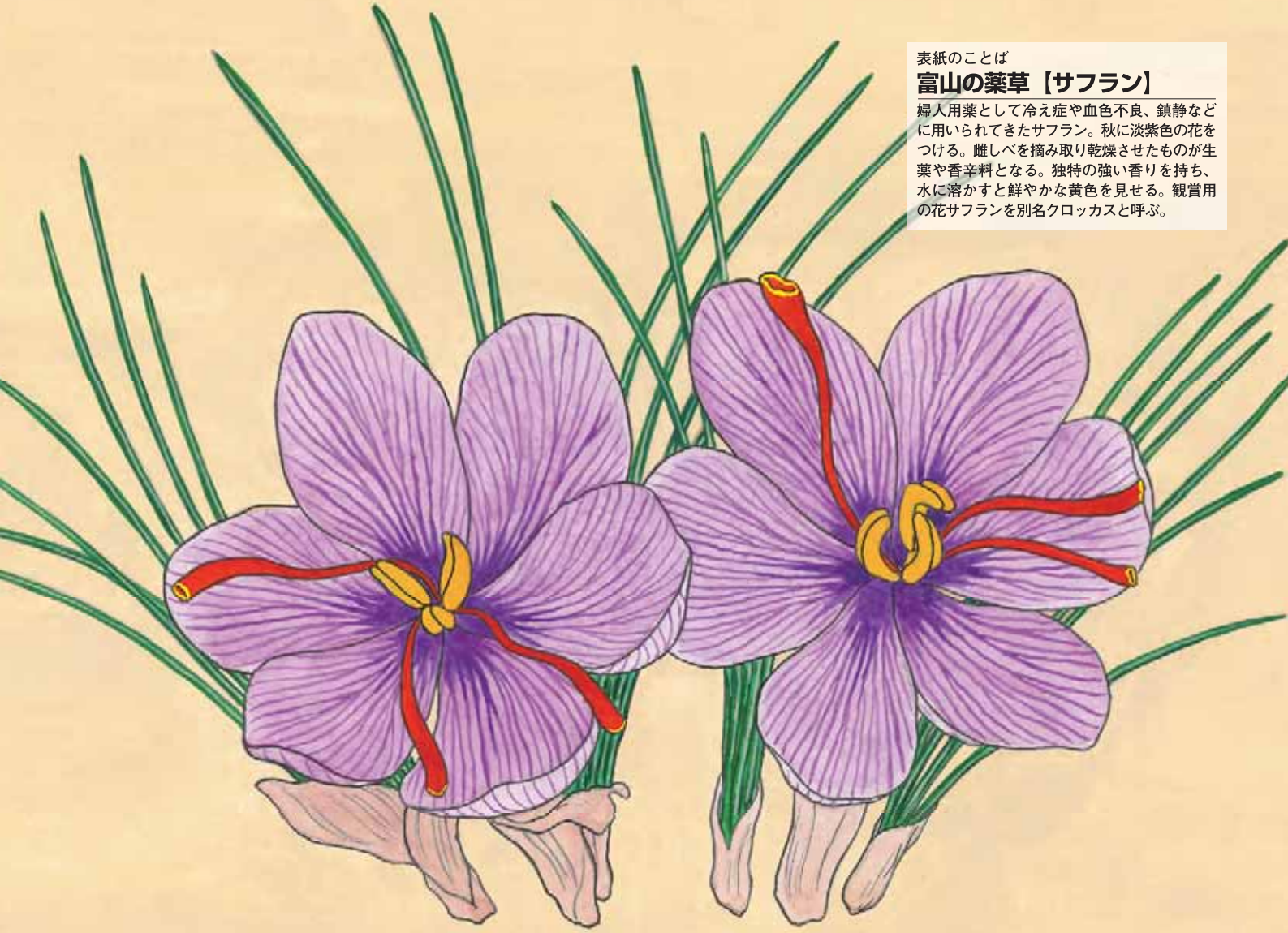

富山県中央会会員組合に所属する組合員の皆さまへ

法人向け生命保険のご案内

BESTパートナー 三井生命

企業を取り巻く様々なリスクに対しては、目的に合った生命保険で準備することが必要です。

生命保険でのご準備は十分でしょうか？

準備すべき目的	生命保険での対応方法	当社の生命保険商品
事業保全資金対策	●死亡保険金による借入金返済や運転資金の準備従業員の給与確保	ベクトルX（３年ごと利差配当付利率変動型新積立保険） 定期保険-M（無配当定期保険）
経営者・役員の退職慰労金・弔慰金の準備	●死亡保険金による経営者や役員の死亡退職金・弔慰金の準備 ●満期保険金（解約返戻金）による経営者や役員の退職慰労金の準備	定期保険-M（無配当定期保険） ステイタス-M（無配当低解約返戻金型定期保険） ザ・らいふ-R（５年ごと利差配当付養老保険） 新・プラウド-R（５年ごと利差配当付終身保険）
従業員の退職慰労金・弔慰金の準備	●死亡保険金による従業員の弔慰金の準備 ●満期保険金（解約返戻金）による従業員の退職慰労金の準備	定期保険-M（無配当定期保険） ステイタス-M（無配当低解約返戻金型定期保険） ザ・らいふ-R（５年ごと利差配当付養老保険）
経営者の事業承継対策相続対策	●死亡保険金・満期保険金（解約返戻金）による相続税の納税金・自社株買取資金の準備	新・プラウド-R（５年ごと利差配当付終身保険） ステイタス-M（無配当低解約返戻金型定期保険）
	●保険料支払による自社株評価引下げへの効果	ステイタス-M（無配当低解約返戻金型定期保険）

解約して解約返戻金を受け取られた場合、以後の保障はなくなります。
詳しくは「各商品パンフレット」「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。ご検討にあたっては「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】
三井生命保険株式会社 富山支社
〒939-0029 富山市本町3-21 5F
TEL 076-441-3194

B-24-1062（H24.4）使用期限H25.3

きときと情報 124号

CONTENTS

特　集　1　1
中小会計要領について

特　集　2　7
労働関係各種改正等のご案内

経営者に聞く　13
株式会社高岡製作所
代表取締役社長　　奈部　和宏 氏

中央会いんふぉめーしょん　15
「みんなのビジネスオンライン」活用セミナーを開催しました
中小企業合同企業説明会を開催しました
農商工連携セミナーを開催しました
外国人実習生受入団体懇談会を開催しました
情報連絡員会議を開催しました
中小企業団体全国大会に参加しました

組合紹介　18
富山県印刷工業組合さんよりこんにちは

元気印！青年部・女性部　19
知事との懇談会を開催しました
組合青年部全国講習会に出席しました

組合だより　20
組合会館を竣工しました

組合Q＆A　20
個人企業が会社を設立した場合の組合員としての取扱いについて

ほっと一息　21
ショッピングセンターが集まって協同組合を設立しました

事務局ペンリレー　21
伝統工芸高岡漆器協同組合
事務局長　　西田　敦子 氏

トピックス
カクテル作りに挑戦

特集 1

中小会計要領について

平成24年2月に中小企業庁は「中小企業の会計に関する基本要領」（略「中小会計要領」）を公表しました。中小企業の実態を考慮して、事務負担の軽減を図る観点から簡潔な会計処理等が示されています。そこで本特集では中小会計要領の内容についてご紹介します。

「中小会計要領」とは

「中小会計要領」とは、中小企業の実態に即してつくられた新たな会計ルールです。

非上場企業である中小企業にとって、上場企業向け会計ルールは必要ありませんが、中小企業でも簡単に利用できる会計ルールは今までありませんでした。

「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」は、次のような中小企業の実態を考えてつくられた新しい会計ルールです。

・経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない
・会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等に限定されている
・主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている場合が多い

中小企業向け会計ルールは、「中小会計要領」の他に、「中小企業の会計に関する指針（中小指針）」があり、中小企業はどちらも参照することができます。

「中小指針」… 会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したもの

「中小会計要領」… 「中小指針」に比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されたもの

「中小会計要領」の位置づけ

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>会　社　数</th><th>連　結</th><th>単　体</th></tr>
<tr><td>上場会社</td><td>約3,600社</td><td rowspan="2">国際会計基準の任意適用
日本基準</td><td rowspan="3">日本基準</td></tr>
<tr><td>金商法開示企業（①）
（上場会社以外）</td><td>約1,000社</td></tr>
<tr><td>会社法大会社（②）
（上場会社及び①以外）
（資本金5億円、又は負債総額200億円以上）</td><td>約10,000社
から上場会社、①に含まれるものの数を除く</td><td rowspan="2">作成義務なし</td></tr>
<tr><td>上記以外の株式会社
（上場会社、①及び②以外）</td><td>約260万社
から上場会社、①、②に含まれるものの数を除く</td><td>中小指針
中小会計要領</td></tr>
</table>

（出典）非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成

「中小会計要領」を活用するメリット

「中小会計要領」を活用して得られる効果
○決算書の信頼性が向上します。
○その結果、自社の財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等を的確にできるようになります。
○金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながります。

財務の把握

「中小会計要領」に準拠した会計処理で日々の取引を記録（記帳）し、その記録を取りまとめた決算書を通じて、自社の経営成績や財政状態を知ることができます。
決算書は事業年度（１年）単位に作成されるのが一般的ですが、月次や四半期毎など定期的に管理することで、常に最近の経営状況を把握することができます。

経営改善等

経営者が自社の財務の数値を用いて、自社の過去と現在の状況や、同業他社の状況と比較・分析することで、会社の課題や問題点などがわかり、将来の事業計画に活用することができます。

金融機関等との信頼関係

自社の財務について、金融機関など外部の利害関係者への報告・説明が正確なものとなり、利害関係者との信頼関係の構築に繋がります。

つまり、財務経営力の強化が図られるうえ、資金調達力の強化も期待できます。

「中小会計要領」利用の留意事項

①企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。（真実性の原則）
②資本取引と損益取引は明瞭に区別しなければならない。(資本取引と損益取引の区分の原則)
③企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(明瞭性の原則)
④企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(保守主義の原則)
⑤株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。(単一性の原則)
⑥企業会計の目的は、企業の財務内容を明らかにし、企業の経営状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにある。このため、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで、他の簡便な方法により処理することも認められる。(重要性の原則)

「中小会計要領」の内容

1. 収益、費用の基本的な会計処理

(1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。

(2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。

(3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。

(4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

2. 資産、負債の基本的な会計処理

(1) 資産は、原則として、取得価額で計上する。

(2) 負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上する。

3. 金銭債権及び金銭債務

(1) 金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。

(2) 金銭債務は、原則として、債務額で計上する。

(3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。

注）受取手形を取引金融機関等で割り引いたり、裏書きをして取引先に譲渡した場合は、経営者や金融機関が企業の資金繰り状況を見る上で、受取手形の割引額や裏書譲渡額の情報は重要であるため、受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は注記する。

4. 貸倒損失、貸倒引当金

(1) 倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上する。

(2) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。

(3) 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

注）決算期末における貸倒引当金の計算方法としては、債権全体に対して法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定することが実務上考えられます。また、過去の貸倒実績率で引当金額を見積る方法等も考えられます。

5. 有価証券

(1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。

(2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。

(3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。

(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

注）時価が取得原価よりも著しく下落したときとは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得

原価に比べて50%程度以上下落した場合には、該当するものと考えられます。時価の把握が難しい場合には、例えば、大幅な債務超過等でほとんど価値がないと判断できるものについては、評価損の計上が必要と考えられます。

6. 棚卸資産

(1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。
(2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。
(3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。
(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

注）棚卸資産の時価は、商品、製品等については、個々の商品等ごとの売価か最近の仕入金額により把握することが考えられます。時価を把握することが難しい場合には、例えば、棚卸資産が著しく陳腐化したときや、災害により著しく損傷したとき、あるいは、賞味期限切れや雨ざらし等でほとんど価値がないと判断できるものについては、評価損の計上が必要と考えられます。

7. 経過勘定

(1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。
(2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。

	内　　容	具　体　例
前払費用	決算期末においていまだ提供を受けていないサービスに対して支払った対価	前払いの支払家賃や支払保険料、支払利息等
前受収益	決算期末においていまだ提供していないサービスに対して受け取った対価	前受けの家賃収入や受取利息等
未払費用	既に提供を受けたサービスに対して、決算期末においていまだその対価を支払っていないもの	後払いの支払家賃や支払利息、従業員給料等
未収収益	既に提供したサービスに対して、決算期末においていまだその対価を受け取っていないもの	後払いの家賃収入や受取利息等

8. 固定資産

(1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。
(2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。
(3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。
(4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。
(5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
(6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する。

9. 繰延資産

(1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。

(2) 繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。

繰　延　資　産	償　却　期　間
創立費	5年以内
開業費	
開発費	
株式交付費	3年以内
新株予約権発行費	
社債発行費	社債の償還までの期間

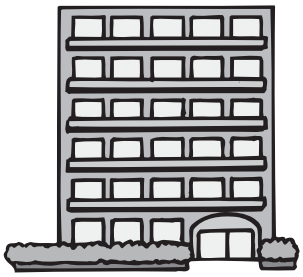

10. リース取引

リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

注）リース取引の会計処理には、賃貸借取引に係る方法と、売買取引に係る方法に準じて会計処理する方法の二種類があります。賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましいと考えられます。

11. 引当金

(1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。

・将来の特定の費用又は損失であること
・発生が当期以前の事象に起因すること
・発生の可能性が高いこと
・金額を合理的に見積ることができること

(2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。

(3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する。

(4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。

参考）賞与引当金支給対象期間基準の算式（計算方法の１つ）

$$\text{繰入額} = \left[\text{前１年間の１人当たりの使用人等に対する賞与支給額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} - \text{当期において期末在職使用人等に支給した賞与の額で当期に対応するものの１人当たりの賞与支給額}\right] \times \text{期末の在職使用人等の数}$$

12. 外貨建取引等

(1) 外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。

(2) 外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

注）為替予約を行っている場合には、外貨建取引及び外貨建金銭債権債務について、決済時における確定の円換算額で計上することができます。決算日の為替相場によった場合には、取引を行った時のドル為替相場による円換算額との間に差額が生じますが、これは為替差損益として損益処理します。

13. 純資産

(1) 純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。

(2) 純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。

14. 注記

(1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。

(2) 本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。

注）重要な会計方針に係る事項は、有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準等を記載します。株主資本等変動計算書に関する注記は、決算期末における発行済株式数や配当金額等を記載します。それ以外に、会計方針の変更又は表示方法の変更もしくは誤謬の訂正を行ったときには、その変更内容等を記載します。

　また、本要領では、貸借対照表に関する注記として、「受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額」を注記することとしています。「未経過リース料」についても注記することが望まれます。その他、会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記します。例えば、担保資産に関する注記が考えられます。

詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。（「中小企業の会計に関する基本要領」は全部で28ページ。計算書類の様式も掲載されています。）
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm

特集 2

労働関係各種改正等のご案内

平成24年10月１日以降や平成25年４月１日以降において、労働関係の法律や制度などに改正や変更などがあります。今回の特集では、事業主が知っておくべき内容や注意しなければいけない内容についてご紹介します。

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が変更になりました！

☆平成24年10月１日以降

厚生労働省では、雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金について支給要件の見直しを行い、平成24年10月１日から内容の一部を変更しました。

これらの助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業させた場合などに、手当や賃金の一部を助成するものであり、平成20年９月のリーマン･ショック後、支給要件を緩和することで多くの事業主が利用できるようにしてきましたが、経済状況の回復に応じて見直すこととしました。

現在助成金を受給中、または今後利用をお考えの事業主の方はご留意ください。（平成24年10月１日作成のガイドブックを参考にして下さい。）

■見直しを行う要件の概要

１．生産量要件の見直し

「最近３か月の生産量または売上高が、その直前の３か月または前年同期と比べ、５％以上減少」を、「最近３か月の生産量又は売上高が、前年同期と比べ、10％以上減少」とします。また、中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であれば、５％未満の減少でも助成対象としていましたが、この要件を撤廃します。

２．支給限度日数の見直し

「３年間で300日」を、平成24年10月１日から「１年間で100日」に、平成25年10月１日から「１年間で100日・３年間で150日」とします。

３．教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

「雇用調整助成金の場合2,000円、中小企業緊急雇用安定助成金3,000円」を、「雇用調整助成金の場合1,000円、中小企業緊急雇用安定助成金1,500円」とします。

＜問合せ先＞　富山労働局雇用調整助成金センター
TEL 076-432-9162　FAX 076-432-9170

労働者派遣法が改正されました！

☆平成24年10月１日から施行

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣会社・派遣先には、新たな義務が課されました。ここでは、派遣先（受け入れ先）が関連する箇所を取り上げます。

■主な改正内容

１．離職後１年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止

本来直接雇用とすべき労働者を派遣労働者に置き換えることで、労働条件が切り下げられることのないよう、派遣会社が離職後１年以内の人と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することはできなくなりました。元の勤務先が該当者を受け入れることも禁止されました。

【派遣会社】離職前事業者へ派遣労働者として派遣することを禁止

【派遣先】該当する元従業員を派遣労働者として受け入れることを禁止

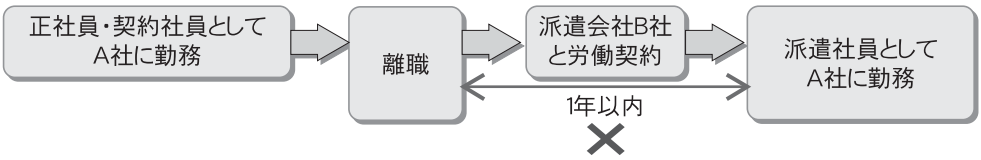

２．派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置

労働者派遣契約の中途解除によって、派遣労働者の雇用が失われることを防ぐため、派遣先の都合により派遣契約を解除する場合には、

① 派遣労働者の新たな就業機会の確保

② 休業手当などの支払いに要する費用の負担 など

の措置をとることが、派遣先の義務となります。

（派遣契約時にこれらの措置について明記しなければなりません）

３．均衡待遇の確保

【派遣会社の義務】派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際、

① 派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準

② 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験など

に配慮しなければなりません。

教育訓練や福利厚生などについても均衡に向けた配慮が求められます。

【派遣先の義務】派遣会社に対し、必要な情報を提供するなどの協力が求められます。

４．労働契約申込みみなし制度（平成27年10月１日施行）

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込み（直接雇用の申し込み）をしたものとみなす制度です。

＜問合せ先＞　富山労働局職業安定部需給調整事業室

TEL 076-432-2718　FAX 076-432-3801

とやまシニア専門人材バンクがオープンしました！

☆平成24年10月１日　とやま自遊館２階に開所

本格的な高齢社会を迎える中で、働く意欲のある元気な高齢者が長年培った豊富な知識、技術、経験などを活かし、「社会の担い手」として、本県産業や地域社会のために大いに活躍いただくことが期待されています。

専門的な能力を有し、経験豊富な高齢者の就業と、県内企業を支える専門人材の確保・育成を総合的に支援するために、「とやまシニア専門人材バンク」を開設しました。

人材バンクでは、富山県・富山労働局・富山公共職業安定所が一体となって支援を行いますので、ぜひご利用ください。

■対象となる方・企業

・概ね55歳以上で、有する専門的な知識や技術等を活用して再就職を希望される方

・上記専門人材の採用を希望する企業等

（例）○人事、労務管理者など管理的職業の経験者

○通訳、デザイナー、海外取引従事者など専門的職業の経験者

○機械や電気技術者、溶接、クレーン技能者など技術的職業の経験者や資格所有者など

■提供サービス

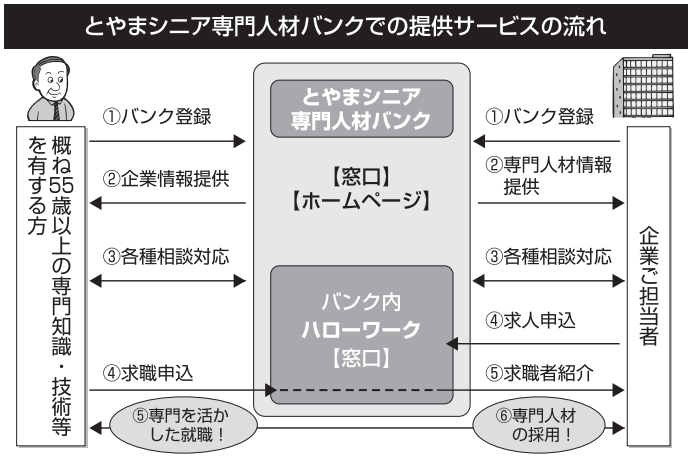

・専門人材や採用予定企業の情報を人材バンクに登録し、窓口やインターネット上でその情報を提供します。

・ハローワークの求人求職システムにより、職業相談、職業紹介までを総合的に支援します。

・登録者のご希望を踏まえ、再就職等が決まるまでマンツーマンで対応します。

・登録企業に対して、高齢者人材活用のアドバイスや個別相談を行います。

■ウェブサイトのご案内

・インターネット上で専門人材・企業の登録・検索・詳細情報の閲覧が可能

・登録者には、メール等で情報提供

・イベント等の情報を随時お知らせ

ホームページ http://senior-bank.pref.toyama.lg.jp/

メールアドレス info@senior-bank.pref.toyama.lg.jp

＜問合せ先＞　とやまシニア専門人材バンク

TEL 076-444-4289　FAX 076-444-0117

地域別最低賃金額が改定されました！

☆平成24年11月４日以降

富山県（地域別）最低賃金が、時間額700円に改正（時間額８円の引上げ）され、平成24年11月４日から効力が発生しました。

○最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。

○地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

○貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることのないよう、金額をご確認ください。

○派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

■確認の仕方

支払われる賃金と最低賃金額を次の方法により比較します。

①時間給の場合 時間給≧最低賃金額（時間額） ②日給の場合 日給÷１日平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額） ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給≧最低賃金額（日給）となります。 ③月給の場合 月給÷１か月平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額） ④上記①，②，③の組み合わせの場合 例えば、 ・基本給が時給制 ・各手当（職務手当など）が月給制 などの場合は、それぞれ上記①，③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。	最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。 ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など） ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など） ⑤午後10時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など） ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

＜問合せ先＞　富山労働局労働基準部賃金室

TEL 076-432-2735　FAX 076-432-6089

障害者法定雇用率が引き上げになります！

☆平成25年４月１日から施行

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年４月１日から以下のように変わります。

事業主区分	法　定　雇　用　率		
	現　　行		平成25年４月１日以降
民間企業	1.8％	⇒	2.0％
国、地方公共団体等	2.1％	⇒	2.3％
都道府県等の教育委員会	2.0％	⇒	2.2％

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者（※）の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者（※）の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも５年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

（※）失業中の人も含みます。

■ご注意　従業員50人以上56人未満の事業主の方は特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

◆ 毎年６月１日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません

◆ 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません

障害者雇用推進者の業務

・障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設、設備の設置や整備

・障害者雇用状況の報告

・障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など

＜問合せ先＞　富山労働局職業安定部職業対策課高齢・障害者対策係

TEL 076-432-2793　FAX 076-432-3801

高年齢者雇用安定法が改正されました

☆平成25年４月１日から施行

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年４月１日から施行されます。

今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

■改正のポイント

１．継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。

今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年４月１日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

２．継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20％以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

３．義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

４．高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

＜問合せ先＞　富山労働局職業安定部職業対策課高齢・障害者対策係
TEL 076-432-2793　FAX 076-432-3801

「現場力」を支える人材教育で企業体質を改善 異業種の経営者と交わり、視野を広げよ

高岡市の高岡製作所は、銑鉄を鋳造して産業機械の部品を製造し、今年で創業70周年を迎えました。平成5年に四日市工業団地に全面移転し、同時に現在の奈部和宏社長が就任して新たなスタートを切りました。しかし、素材産業を取り巻く構造的な環境の厳しさに加え、リーマンショックや中国経済の失速などの荒波をかぶり、苦渋の経営を余儀なくされてきました。これらを克服して月産450t体制にまで立て直した秘密はどこにあるのでしょうか。奈部社長にインタビューしました。

株式会社高岡製作所
代表取締役社長　奈部　和宏 氏

景気変動に耐え抜くためのマネジメント

Q. 銑鉄鋳物製造業は素材型産業の一つとして、設備の近代化、合理化、生産性の向上が課題と聞きますが、いかがですか？

当社は、設備の近代化による生産性の向上を目的に、平成18年に「中小企業経営革新計画」を策定し、富山県の認定を受けて３年間で３億5000万円の設備投資を行いました。自動造型機を更新するとともに、自動ラインの延長に踏み切ったのです。しかし「さあ、これから」という時に20年に起きたリーマンショックに襲われ、急激な需要の落ち込みとなりました。ひどい時は週に１日しか仕事のないこともあったほどです。国の制度を活用して、なんとか従業員を解雇しないでしのぎました。１年後にようやく需要が回復し始めましたが、円高や中国経済の失速の影響で今年７月ごろから再びブレーキがかかっています。

こうした景気変動による影響を最小限に抑えて、当社が生き残っていくためには、技術力を高めることが必要だと考えました。「現場力」ともいえます。そのためには人材教育をしっかり行うこと。最大の取引先である小松製作所の協力を仰いで、昨年から「エコ・ステージ」という現場マネジメントを展開して、５S運動、不良率ダウン、修繕費の抑制といった取り組みを進め、従業員の意識改革、技能の向上を目指しました。その結果、今年５月ごろから成果が表れ、売上は下がっても利益率が上がるという企業体質に変わってきています。お客様に工場を見てもらうと、工場内の活気や従業員のいきいきとした様子が伝わり、その印象から受注に結びつく効果もありました。

現在は、建機、フォークリフト、油圧機械部品、トラックのターボチャージャーなど月産450t体制となっています。

鋳鉄加工の部品

熟練の技術力と先進の生産ラインが、高品質な商品を生む

設備近代化、コストダウンで生き残り

Q. 業界の現状はいかがでしょうか。打つべき次の一手や今後の見通しを聞かせてください。

銑鉄鋳物製造業者は全国に約800社ありますが、この20年で500社が廃業したといわれています。生産量も、20年前の6000万ｔから4000万tに落ち込みました。日本のものづくりを支えている自動車や建設機械の部品に鋳物部品は欠かせませんが、海外、特に中国から安い鋳物製品が入ってきて価格競争に勝てなくなったこと、さらに中国など海外に生産拠点を移す業者が

プロフィール
なべ・かずひろ
昭和29年12月7日、高岡市生まれ。金沢工業大学を卒業後、岐阜市の鋳物総合メーカー㈱岡本で3年間にわたって鋳物の製造技術、企業経営を学び、54年に家業の高岡製作所へ入社。平成5年、4代目社長に就任した。富山県鋳物工業協同組合理事長。コマツキャステックス協力会会長。57歳。

相次いだことが大きな原因となりました。このため、比較的簡単に作れて量産できるものは海外へ、難易度の高いものは国内でという体制になっているのが現状です。

しかし経営の実態は厳しいものがあります。工作機械は高価で設備費がかかるのに、鋳物製品の価格は変わりませんし、人件費は少しずつでも上げていかねばなりません。ですから、生産設備の近代化、合理化を進めて製品のコストダウンを図っていかないと生き残れないのです。

業界の最大の課題は優れた人材の確保でしょうね。上部団体の日本鋳造協会では、後継者の育成と技術の継承、底上げを目的に、全国各地で「鋳造カレッジ」など研修会を開催してきました。カレッジでは延べ50人が卒業し、現場で活躍しています。

もっとも、円高や生産拠点の海外移転が進み、国内での生産がどの程度の規模が適当なのかの見極めが必要です。国内労働力の質と量をどれだけ確保するかに影響するので、難しい問題があります。しかし、後継者の育成は鋳造業界の将来を左右する極めて重要な課題であることは確かです。

当面の課題としては、電気料金の値上がりが経営を圧迫しています。この業種は売上の10%は電気代に持っていかれるため、鋳物業者の死活問題になっています。さらには、今年7月から電気を使う企業に課せられることになった再生可能エネルギー賦課金の負担金も大きくのしかかっています。

組合員の交流、情報交換が使命

Q. 富山県鋳物工業協同組合の理事長として、組合をどのように運営していかれますか。

当組合は、鋳物業およびこれに関連する木型業を行う事業者の共同購買、教育情報提供、福利厚生を目的として昭和26年に設立され、現在27社が加盟しています。鋳造工場のほか材料商社や関連業種と多様な会社が加盟していますが、鋳物工業としては経営環境がほぼ同様ですので、組合では県中小企業団体中央会の指導を受けながら、人材の育成事業や組合員同士の交流、情報交換などに力を入れています。また、日本鋳物協会など中央からの経営情報を組合員各社に発信し、共有することも重要なことであり、こうした事業を通じて微力ながら鋳物工業の振興に寄与したいと思います。

多くの仲間、友人をつくれ

Q. 富山県中小企業青年中央会OBの立場から、若手経営者にアドバイスをお願いします。

20年ほど前に会長を1期2年務めさせてもらいました。青年中央会はいろいろな業種の若手経営者の集まりですから、様々な価値観や悩みなどに接することができ、多くの友人を得ました。

私は高岡青年会議所にも所属していたので、ここでも異業種の経営者から多くの刺激を受け、グローバルな視点も身に付けたことが今の経営に大いに役立っています。多くの仲間をつくり、仲間との交流に時間を惜しんではいけないと思います。

常にモチベーション高く

Q. 企業経営に最も大切なことは？　また、健康法と趣味を聞かせてください。

企業経営者に大事なことは、自分のモチベーションを常に高く持っていることです。そうでないと従業員は付いてきません。私は何事も率先して行動するよう努力していますが、そうすると従業員たちも進んでやってくれますね。趣味は、健康法も兼ねてゴルフです。ゴルフを通じて友人も増えました。

「みんなのビジネスオンライン」活用セミナーを開催しました

本会では、「みんなのビジネスオンライン（みんビズ）」を活用して、ホームページの開設、作成をするための基本的な操作方法を体験してもらうため、富山県総合情報センターにおいて上記のセミナーを開催しました。

８月22日（水）にみんビズ登録アドバイザーでITコーディネーターの宇田川静夫氏を講師として迎え、ホームページを新たに作成したいと考えている、中小企業や中小企業組合の方を対象に行いました。

みんビズは、Googleが中小企業を対象に提供する無料ウェブサイト構築サービスであり、７つのステップで簡単にホームページが作成できるシステムです。

講師からは、前半、みんビズの概要、みんビズを活用したホームページの事例、ホームページの目的やその必要性などホームページ作成の際の留意点について説明があり、その後、みんビズの登録方法について説明がありました。

後半は、実際に受講者自らホームページ作成を体験し、基本操作を実習しました。

中小企業合同企業説明会を開催しました

本会では、中小企業における人材確保を支援し、雇用機会の拡大に資するため、８月24日（金）にとやま自遊館にて「中小企業合同企業説明会（チャレンジングカンパニー富山2013就職セミナー）」を開催しました。

この説明会は、翌年３月卒業見込みの大学・短大・専門学校の学生を対象に毎年開催しているもので、今年は参加企業30社、学生約100名の出席がありました。

事前に県内中小企業の求人状況について調査を実施しており、その調査の結果を踏まえて求人状況情報誌を作成して、説明会に出席した学生に配布しました。また、参加する学生の希望する業種や職種などの情報も事前に把握して、企業側に資料提供しました。

説明会の前半は、企業の担当者が事前の情報を基に学生側にアプローチをする学生テーブル形式で行いました。また、後半は学生が話を聞きたい企業ブースを訪問するガイダンス形式で行いました。前半と後半で、双方が相手側にアプローチできる点が特徴であり、充実した説明会となりました。

農商工連携セミナーを開催しました

農商工連携への理解を深め今後の企業経営に役立てるため、９月６日（木）に富山流通会館にて「農商工連携の成功のヒントを探る」をテーマに標記のセミナーを開催しました。

講演では、中小企業基盤整備機構アドバイザーで中小企業診断士である布目大剛氏を講師として、「経営の向上を目指す農商工連携」と題して講演が行われました。

事例紹介では、農商工連携事業計画について国の認定を受けた㈱Ｔ－MARKSの飯田健児氏と布目氏から「氷見の海からできたワイン生産及び関連商品開発・販売」と題して発表が行われました。

飯田氏からは、新たな分野への参入でノウハウもなかったため、社員１名を研修生としてワイナリーに派遣したことや魚粉飼料のやりすぎで栄養過多になったことなどのエピソードについて紹介がありました。

その後、富山県商工労働部経営支援課より、富山県の農商工連携支援制度の概要について説明がありました。

外国人実習生受入団体懇談会を開催しました

９月14日（金）に富山流通会館にて、本会と富山県外国人実習生受け入れ団体協議会との共催により、外国人技能実習制度の課題、制度改善の要望・提言をテーマとした懇談会を開催しました。

同協議会の松本久介会長が進行役となり、監理団体である組合役職員等の実務担当者が参加して、実務上の課題や運営方法等について協議を行いました。

会議では、JITCOに期待する役割、受入人数枠の根拠基準、講習に係る課題などについて検討しました。運営に関する現状の問題点や提案なども意見として出ました。また、中央会が実施した組合における外国人技能実習生受入状況調査の結果について、その概要を資料提供しました。

なお同協議会では、平成22年に外国人研修・技能実習制度が改正され、３年を目途に見直しすることとなっていることから、制度改善等の意見を取りまとめ、今般設立された全国協議会を通じて法務省や厚生労働省などに要望していくことにしています。

情報連絡員会議を開催しました

９月21日（金）、富山県市町村会館において、今年度第２回目の情報連絡員会議を開催しました。

中小企業の動向、問題点、要望等を把握し、中小企業施策に反映させるため、本会では47名の方に情報連絡員を委嘱しています。毎月１回情報連絡員が所属する組合に係る業界について、売上や景況等を連絡してもらっています。

まず、中小企業の資金調達のポイントとして北陸財務局理財部前田検査監理官から中小企業のための資本性借入金について解説がありました。

資本性借入金とは、金融機関が財務状況等を判断する際に、負債ではなく資本とみなすことができる借入金のことで、金融庁ではわかりやすい資料として中小企業向けにパンフレットやチラシを作成しています。資本性借入金については、ＰＲ不足でこれまであまり活用されてこなかったが、経営改善の見通しがある企業に利用して欲しい旨の依頼がありました。

その後、出席した情報連絡員から各業界の動向について発表があり、震災・消費税・北陸新幹線・反日デモなどに係る影響などを含めて意見交換を行いました。

中小企業団体全国大会に参加しました

10月25日（木）に宮崎県のシーガイアコンベンションセンターにおいて「組合 絆 ルネサンス 日本は一つ」を合言葉に、第64回中小企業団体全国大会が開催され、本県からも参加しました。

日本経済の復興を図るためには、組合等連携組織の絆の力を結集して、新たな時代を見据えて、果敢に立ち上がり行動していくことが求められており、この大会において組合等の役割を内外に再評価し、連携組織を通じた中小企業の発展、豊かな社会の実現を図ることを目的として、全国から中小企業団体の代表者等2,500名が参集しました。

大会では、「地域産業の再生・発展への支援の強化」、「東日本大震災からの復旧・復興の加速化」並びに「組合等連携組織対策の強化」を具体化するための中小企業対策の拡充に関する12項目について決議しました。その後、意見発表や大会宣言を行い、次期滋賀県で開催することを決定しました。

また、全国中小企業団体中央会会長表彰では本県から３名が表彰されました。

組合功労者	樋口　善次	（協）富山トラック輸送センター	理事長
組合功労者	澤川　幸七	高岡機械工業センター（協）	理事長
中央会優秀専従者	菅池　有祐	富山県中小企業団体中央会	流通労働課主任

富山県印刷工業組合さんよりこんにちは

私達の身の回りには様々な印刷物があふれています。新聞やチラシ、雑誌や書籍、名刺や封筒なども印刷物です。こうした様々な印刷物を受注して製造している印刷業。今回は、富山県内の印刷業者から組織されている富山県印刷工業組合を紹介します。

◆組合のあゆみ

昭和30年11月に県内の印刷業の経営安定と業界の発展を目指して富山県印刷工業調整組合が設立され、昭和33年に現在の名称である富山県印刷工業組合に名称変更されました。

その後、昭和45年には組合の拠点となる富山県印刷会館が竣工され、翌年46年には非出資組合から出資組合に変更となりました。

◆業界を取り巻く環境

組合ではこれまで、会館の設置や数回にわたる構造改善事業の実施を行い、業界の振興発展に取り組んできました。また、組合員に対しては、経営基盤を強化したり、生産性を向上したり、人材の育成、労働環境の整備等を図ったりするための各種事業を積極的に行ってきました。

しかし近年では、情報媒体が紙からインターネットなどに移行し、日進月歩の目まぐるしいIT技術の革新が続いて、印刷業界にとって大きな変革が必要となっています。

◆業態変革を目指して

環境の変化に対応するため、上部全国団体の全日本印刷工業組合連合会は、印刷産業の業態変革を推進しています。この変革を実施することで、高付加価値化による業界の収益構造を改善し、印刷とその周辺の市場を拡大していくことを目指しています。

「業態変革実践マニュアル」

富山県の印刷会社は、全国的にみても技術力やデザイン、プレゼンテーションにおいて高いレベルにあります。組合員がこの変革にスムーズに取り組めるよう、情報提供を行うなど様々な点でサポートしています。

◆研修会の実施

組合では、経営のノウハウや印刷技術、営業などの基礎知識から、より高度な知識を身につけるための研修会や講習会を開催しています。また、資格を取得して印刷のエキスパートになるための教育にも力を入れています。

そのほかに、富山県職業能力開発協会からの委託により、印刷に関する技能検定試験の検定員を派遣したり、厚生労働省が認定している「印刷営業士」の試験を実施したりしています。

研修の様子

◆今後の取り組み

今後は、県内官公庁の印刷が地元印刷業者に発注されるための仕組みとして、入札時における最低価格設定の導入について訴え続けていくことが必要と考えています。

また、組合の次代を担う若手印刷人を育成するため、組合青年部にあたる青年印刷人協議会の事業を更に支援していくことも重要な取り組みです。

組合概要

組合名称	富山県印刷工業組合
設　　立	昭和30年11月７日
住　　所	富山市安住町４-４
理 事 長	東澤　光明
組合員数	82社

TEL 076-441-5891　FAX 076-433-9160

富山県中小企業青年中央会

知事との懇談会を開催しました

８月28日（火）15時より富山第一ホテル２階若草にて、富山県中小企業青年中央会と知事との懇談会を開催しました。

懇談会では、『人が輝く「元気とやま」の創造』と題し、石井隆一富山県知事より富山県の主要施策・商工労働関係施策について説明が行われました。

石井知事からは、平成26年度末の開業を予定している北陸新幹線や魅力あるまちづくりと観光の推進について、また、中小企業が円高・デフレに打ち克つための支援や「中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例（仮称）」について解説がありました。

その後青年中央会から、西森祐一会長を含め６人が富山県に対する意見や要望を発表し、それに対して石井知事からコメントをもらいました。

富山県中小企業青年中央会

組合青年部全国講習会に出席しました

９月21日（金）、ホテルニューオータニ博多において平成24年度組合青年部全国講習会が開催され、富山県中小企業青年中央会の西森会長が出席しました。

まずは、各都道府県青年中央会の代表者が参加した全国代表者会議が開催されました。代表者会議では、出席者が７グループに分かれ、グループディスカッション形式により各青年中央会で抱える問題やその取り組みと成果について会議を行いました。その後、各グループが発表し、質疑応答を行いました。

代表者会議終了後、講演会が開催され次の２つの講演が行われました。

講　師：福岡県青年司法書士協議会　有志一同
テーマ：「会社経営者に求められる法律知識」
講　師：合資会社じじやの干物 店主 秋武政道氏
テーマ：「どん底からの大逆転経営
～青年経営者に望むこと～」

組合だより

組合会館を竣工しました

今秋、２組合が新たに組合会館を建設しました。

大沢野企業団地協同組合
富山市中大久保373－７
TEL 076－468－3412
FAX 076－468－3412

富山県醤油味噌工業協同組合
滑川市下梅沢1320－16
TEL 076－475－4733
FAX 076－475－3817

組合Q&A

個人企業が会社を設立した場合の組合員としての取扱いについて

Q

組合員である個人企業は、現在、株式会社を設立する準備を進めていますが、手続が完了した時、組合は、定款の規定に基づき「名称」の変更届を出してもらうとともに、組合員名簿を変更しようと考えています。この処理方法でよいのでしょうか？

A

組合員である「個人企業」が、「法人企業」である株式会社に代わることは、個人企業の脱退（事業の廃止に伴う組合員たる資格の喪失による法定脱退（中協法第19条第１項第１号））と、株式会社の新規加入という２つの行為を含んでいる。

したがって、原則的には、個人企業には、事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じ、組合は、この請求に応じ、脱退の手続をとることが必要となる。

また、法人である株式会社を組合に加入させるには、株式会社から加入の申込みが必要であり、この申込みに対する組合の承諾が得られた後、株式会社は組合に対して、出資金の払込みを行うこととなる。

しかし、個人企業と法人である株式会社が、実体的にみて併存するようであるならば、組合員である個人企業は、組合の承諾を得た後、法人である株式会社に持分を譲渡して脱退することが可能である。この場合には、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払込みは必要としない。

ほっと一息

ショッピングセンターが集まって協同組合を設立しました

富山県内のショッピングセンター（共同店舗）を運営する11の協同組合等が出資して、クレジットカード決済のための事業協同組合を設立しました。店舗が一括でクレジット会社と契約することにより、有利な手数料率で利用できることになります。

組合名：協同組合富山県商業振興センター
所在地：富山県下新川郡入善町椚山1336
理事長：道原　英克
組合員数：11組合
ＴＥＬ：０７６５－７４－９１００
ＦＡＸ：０７６５－７４－９１０１
担当：金沢　正道
※10月12日に創立総会を開催　11月20日に組合成立

■事務局ペンリレー

伝統工芸高岡漆器協同組合
事務局長　西田　敦子

私事ですが、同居していた夫の父と母が、３年前に病院、施設と同時に入院、入所しました。嫁いだ当初、一家に主婦は２人もいらないと義母が言ってくれましたので、嫁である私が働きに出、家事、育児一切を義母が引き受けてくれました。

同居はお互いの生活時間が違う事、価値観が違う事でずいぶんボタンの掛け違いがありました（気強い嫁で義母にはずいぶんと迷惑をかけたことでしょう。　笑 ）。義父母の気持ちはまだまだ若く、長男への世代交代は縁遠いものだと日々を過ごしておりました。

しかし、その時は突然訪れました。仕事しか能の無い私には、西田家の世代交代が非情な程に重く圧し掛かってきました。町内と近所づきあいの掟にもずいぶん悩まされ、いかに我が家が義父母に守られていたかが身にしみてわかったものです。

今は笑えますが、当時は義父母から引き継いだ畑の草むしりに、何十袋のゴミを近所の眼を気にしながら毎回出し続けた事、朝出したはずのゴミ袋が家の玄関前に戻されてあったこと等々、近隣のチェックは私にとっては精神的な苦痛で、近所デビューには大変な時間がかかりました。

また、私の実家は古くから続く鋳物業を営んでおり、父と長男の親子で仕事をしています。実家の父が手術で入院することになり、長男に父の後の仕事の手元になってくれる人を雇ってはどうかと薦めているときでした。父は、「親子関係と仕事上の関係、親子だから言えないことがお互いにある」自分も先代にはそうだった。と長男であるがゆえの新しいステージに移行することのむずかしさと、世代交代への時期のむずかしさの心情を話してくれました。

扶養していた世代がやがて扶養される世代となり、世代の交代で社会が創られていく。私の世代交代の儀式にはまだ時間がありそうなので、もうしばらくは「今の地位？」で自分探しをして、世代交代がくるのを待っていたいと思います。

「老いては子に従え」－　昔の人はとっても良い事を言いました。

組合事業のご案内

☆高速道路料金別納に関する事業
・大口・多頻度割引制度　・マイレージサービス

☆情報提供事業

☆車両燃料斡旋事業

☆福利厚生事業

☆OA用紙共同購買事業

(協)富山県ハイウェイサービスセンター

理事長　田　中　一　郎

〒930-0083　富山市総曲輪2-1-3　TEL 076-493-6717　FAX 076-493-6718
URL http://www.chuokai-toyama.or.jp/ths/　Mail:ths@chuokai-toyama.or.jp

CHANGE × CHALLENGE

モノと社会を「包むこころ」で、つなぐ。人と未来を「感動」で、つなぐ。
その先のモノづくりをみつめ、次代へつなぐ企業としてChange for the Future! ― 印刷包装材料提供企業から感動提供企業へ。
お客さまのニーズに応じた最高品質の製品をお届けするとともに
人々のこころに響く、グローバルかつ未来志向の企業をめざしてさらなる挑戦と変革を続けてまいります。

朝日印刷株式会社

本社／富山県富山市大手町3番9号 Tel.076-421-1177㈹
www.asahi-pp.co.jp

育てる、支える―。
中小企業と地域の活力

中小機構北陸がサポートします。

1 中小企業の成長・発展

窓口相談

●専門家の派遣
…経営･技術･財務･法律などの専門家を長期継続的に派遣します。

●地域資源･農商工連携･新連携の支援
…地域資源を活かした取り組みや農林漁業者･異分野の中小企業との連携をバックアップ。

●窓口相談でのアドバイス　●販路開拓支援　●事業承継円滑化支援
●モノ作り支援　●海外展開支援　など

2 地域の成長・発展

i-BIRD（石川県野々市町）
「入居受付中」

●まちづくり･中心市街地の活性化支援　●高度化事業
●インキュベーション施設の提供
…いしかわ大学連携インキュベータ（i-BIRD）で新事業展開を。

3 安心の共済制度

●小規模企業共済制度
…将来に備えて安心、経営者の退職金制度。

●経営セーフティ共済
（中小企業倒産防止共済）
…取引先の倒産からあなたの企業を守ります。もしもに備えて。

小矢部フロンティアパーク

4 充実の産業用地

●富山八尾中核工業団地（富山県富山市）
●高岡オフィスパーク（富山県高岡市）
●小矢部フロンティアパーク（富山県小矢部市）
●能登中核工業団地（石川県志賀町）
…魅力的な価格、割賦払･リースにも対応、各種の優遇制度も充実。

北陸3県（富山・石川・福井）の中小企業と地域の皆さまを応援する…

中小企業のお助け情報満載
J-Net21
中小企業ビジネス応援サイト
http://j-net21.smrj.go.jp

中小機構 北陸
独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部
〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761（代） FAX.076-223-5762

他にもいろいろ詳しくは…
中小 北陸　検索

カクテル作りに挑戦

簡単にできるものから、
シェーカーを使った本格的な1杯まで。
一味違う方法でお酒を楽しんでみては。

シェーカーを振る姿や音も、カクテルを楽しむポイント

スカイダイビング

手軽に作れるカクテル

カクテルといえば、バーテンダーがシェーカーを振る姿を想像しますが、一般家庭にある器具で作れるカクテルもあります。グラスに直接材料を注いで混ぜる「ビルド」という製法のカクテルは、ビギナーにおすすめです。

「ビルド」で作るカクテルの一つ、「ファジーネーブル」にチャレンジしてみましょう。用意するのは、ピーチリキュール、オレンジジュース、カットオレンジ、氷です。

作り方はいたってシンプル。グラスに氷を入れ、ピーチリキュール、オレンジジュースの順に注ぎ、マドラーでかき混ぜます。最後にグラスのふちにオレンジを飾れば完成です。飲む人や状況により、アルコール分の割合を調整しましょう。

同様の作り方で材料を変えれば、さまざまなカクテルを楽しめます。コーヒーリキュールのほろ苦さと甘みが楽しめる「カルーア・ミルク」もそのひとつです。寒い季節にはホットミルクで作るのもおすすめです。

ファジーネーブル

レシピ1

ファジーネーブル

<材料（1人分）> ※[ ]内は割合
ピーチリキュール……[1]
100%オレンジジュース……[3〜4]
オレンジ……1切れ
氷……グラスに8分目

<作り方>
氷を入れたグラスにピーチリキュール、オレンジジュースを入れ、かき混ぜる。仕上げにオレンジを飾る。

レシピ2

カルーア・ミルク

<材料（1人分）> ※[ ]内は割合
コーヒーリキュール……[1]
牛乳……[3]
氷……グラスに8分目

<作り方>
氷を入れたグラスにコーヒーリキュール、牛乳を入れ、かき混ぜる。

上級者向けのカクテル

器具は一般的な酒店で購入可能

もっと本格的なカクテルを作りたくなったら、シェーカーによって材料を混ぜる「シェーク」で作るカクテルにチャレンジしてみましょう。

350ml程度の一般的なシェーカーは、酒店などで1,000円〜2,000円程度で入手できます。また、メジャーカップやバースプーンなど、一通りの器具がセットになったものも販売されています。

では、透き通ったブルーの色合いが美しいカクテル「スカイダイビング」を作ってみましょう。材料はライムジュース、ブルーキュラソー（オレンジ風味のリキュール）、ラム、氷です。量の少ないものから加えていきましょう。これは、万が一調整に失敗してしまった場合に、無駄になる材料を最小限に抑えるための工夫です。

氷をシェーカーに入れ、ストレーナー、キャップの順に閉じ、シェークします。手首を使い、剣道の面打ちの要領で半円を描くように振ってみましょう。シェーカーを振る姿は華やかで、ホームパーティーなどでも喜ばれること間違いなしです。

ちなみに、前項で紹介した「カルーア・ミルク」をシェーカーで作ると、カフェ・ラテのような仕上がりに。きめ細かな泡立ちとまろやかな味が楽しめます。

レシピ3 スカイダイビング

<材料（1人分）> ※[ ]内は割合
ライムジュース……[1]
ブルーキュラソー……[2]
ラム……[3]
氷……シェーカーに8分目

<作り方>
シェーカーにライムジュース、ブルーキュラソー、ラム、氷を入れて振り、グラスに注ぐ。

「カクテルの日」を知っていますか?

5月13日は、世界的に「カクテルの日」とされています。1806年のこの日、アメリカの雑誌「バランス」誌上で、カクテルについて初めて紹介されたのがその由来です。

富山県では、「カクテルの日」の前後数週間にわたりイベントが行われています。バーなど各所で配布されるマップを各協賛店に持参すれば、おすすめのカクテルを手頃な価格で楽しむことができます。バーテンダーの鮮やかな手並みやシェークの音、カクテルの色彩を五感で楽しんでみてはいかがでしょう。

バー「アメリカンクラブ」

取材協力／「富山カクテルの日」実行委員会（アメリカンクラブ内） TEL 076-442-1117

きと きと 情報 '12 124号

平成24年12月7日 発行

編集発行 富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL076-424-3686(代)

印刷所 大栄印刷株式会社

進めよう！個性と魅力の中小企業連携

中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は下記へお問い合わせ下さい。

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F　TEL 076(424)3686　FAX076(422)0835
URL http://www.chuokai-toyama.or.jp/